

深谷市地域福祉計画 深谷市地域福祉活動計画

概要版

平成22年度
(2010)



平成26年度
(2014)



深谷市
社会福祉法人 深谷市社会福祉協議会

【編集／発行】

●地域福祉計画担当
深谷市 福祉健康部福祉課
〒366-8501 埼玉県深谷市仲町11-1
電話：048-574-6644（直通）
FAX：048-574-6667

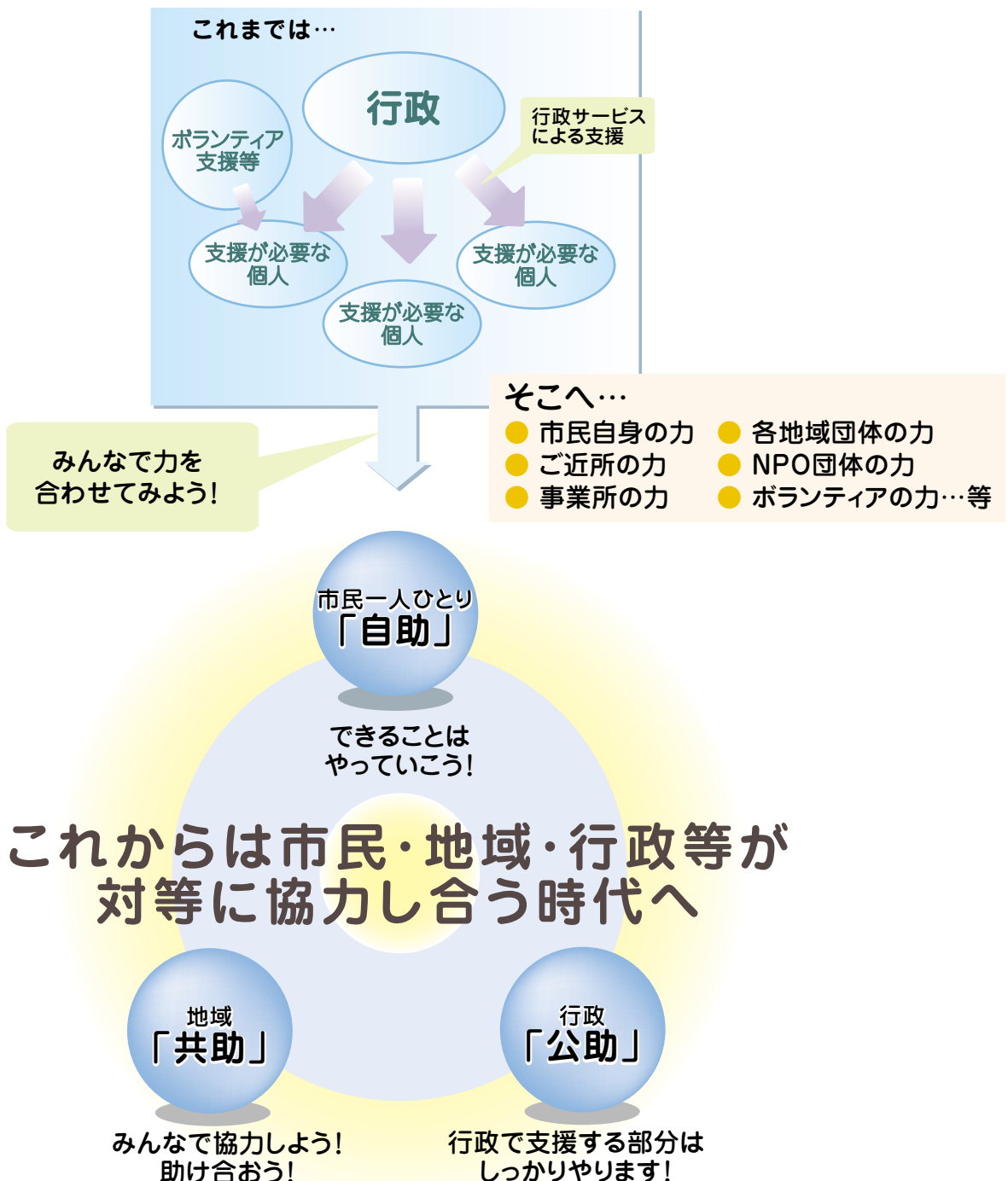
●地域福祉活動計画担当
社会福祉法人深谷市社会福祉協議会 地域福祉課
〒366-0823 埼玉県深谷市本住町12-8
深谷市ボランティア交流センター内
電話：048-573-6563（直通）
FAX：048-573-0806

“地域福祉”って知っていますか？

近年の少子高齢化の進行や、一人ひとりの生活様式の多様化などにより、社会福祉に対するニーズが多様化しており、公的サービスだけではなく、地域でお互いに支え合い、助け合って、福祉サービスを充実させることが必要となってきています。

日常生活の身の回りで発生する問題を、まずは個人や家族が解決し(自助)、個人や家族で解決できない問題は地域で解決し(共助)、地域で解決できない問題は行政が解決する(公助)。このような「自助」、「共助」、「公助」の仕組みを地域でつくっていくことが、今、必要とされています。

地域で生活するすべての人々の安心と幸せを実現するために、この「自助」、「共助」、「公助」を踏まえた“地域の助け合いによる福祉”、これが“地域福祉”なのです。



この計画ってどんなもの？

1 計画の目的

この計画は、地域で暮らす誰もが、いきいきと安心して日常生活を送ることができるよう、市民、ボランティア、事業者、市、社会福祉協議会など、地域福祉に関わるすべての人々が一体となり、ともに支え合い、助け合う「地域ぐるみの福祉」を進めるために策定しています。

2 計画の位置づけ

この計画では、市と社会福祉協議会が連携しながら策定していくことが効率的であることから、一体的に策定しました。

① 地域福祉計画（市が策定する行政計画）

地域福祉を進めるための理念や仕組みをつくる計画です。

② 地域福祉活動計画（社会福祉協議会が策定する民間計画）

地域福祉を実行するための、市民の活動や行動のあり方を定める計画です。

3 計画の期間

この計画は、平成22年度から平成26年度までの5か年計画とします。

また、変化する社会情勢や、関連する他の個別計画との整合を図るため、必要に応じて見直しを行います。

私たちが大事にする理念

地域福祉を進めていくためには、地域で暮らす誰もが「まごころと思いやり」を持つことがまずは大切であり、そして実践していくことこそが重要であるという考え方に立ち、次のとおり、基本理念を定めます。



一人ひとりのまごころで、
地域に笑顔ときずながあふれるまち
ふかや

私たちがめざす目標

この計画では、基本理念を達成するため4つの基本目標を定めました。

目標 1 ふれあい、支え合いの地域をつくる

「近所づきあい」が地域づくりの基本となります。地域のつながりを深めていくとともに、地域で行われているさまざまな活動の活性化を図り、地域のみんなでふれあい、支え合える地域づくりをめざします。

(1) 気軽にあいさつや声かけをします

市民等の役割

- 家庭では、基本的なあいさつや社会のモラル・マナーを小さい頃から習慣づけます。
- 「おはよう」「お帰り」など、あいさつ運動を積極的に実践します。

市の役割

- 学校や自治会など関係機関・団体と連携を図りながら、あいさつ運動・声かけ運動を推進します。
- 社会のモラル・マナーを向上するための情報を発信します。

社会福祉協議会の役割

- 各地区でのあいさつ運動・声かけ運動を推進します。
- あいさつ運動・声かけ運動を実践する関係機関・団体の活動を支援します。

(2) ふれあいや助け合いの活動を促進します

市民等の役割

- ボランティア活動へ関心を持ちます。
- 隣近所で困っている人がいれば、できる範囲でボランティア活動（手助け）をします。

市の役割

- 地域行事への参加を呼びかけます。
- 関係機関・団体に対して、ボランティア活動や地域行事への支援などを行い、地域コミュニティの活性化を図ります。

社会福祉協議会の役割

- ボランティアセンターの周知を図ります。
- ボランティアセンターにおいて、ボランティアの登録・紹介・斡旋を行います。

(3) 気軽に交流できる居場所を地域につくります

市民等の役割

- 引っ越しをした先では、隣近所へあいさつ回りをします。
- 隣近所に新しい住民が引っ越してきたら、地域のルールや行事などを教えるなど、声かけをするように心がけます。

市の役割

- 世代間交流の場づくりを支援し、活動の促進を図ります。
- ふれあい・いきいきサロンへの参加を呼びかけます。

社会福祉協議会の役割

- 関係機関・団体と連携するためのネットワークづくりを促進します。
- 集える機会づくりを促進するため、活動事例などの情報提供をします。

(4) ガーデニングと健康づくりで地域を明るくします

市民等の役割

- 体調管理に気をつけます。
- 定期的な健康診査を受けるように努めます。

市の役割

- 健康診査やがん検診などを実施します。
- 「広報ふかや」やホームページなどを活用し、年代に応じた健康づくりに関する情報提供に努めます。

社会福祉協議会の役割

- 健康づくりや介護予防を推進するボランティアを養成します。
- 市民の自主的な健康づくり・いきがいの活動を支援します。

目標 2 SOSに応えるしくみをつくる

地域で幸せに暮らしていくためには、安全で安心な生活の確保が前提条件となります。災害や犯罪などから市民の生活を守るための活動を進めるとともに、SOSを発信している人などを見逃さないしくみづくりをめざします。

(1) ヘルプが出しやすいしくみをつくります

市民等の役割

- 隣近所で支援が必要な人の見守りに努めます。
- 身近に相談できる相手をつくりまします。

市の役割

- 身近に相談できる窓口を設置し市民へ周知します。
- 虐待などの早期発見に努め、関係機関と連携して問題解決に努めます。

社会福祉協議会の役割

- 各種相談機関との連携を強化します。
- 高齢者の見守り活動、児童・生徒への登下校時の声かけ運動などを支援します。

(2) 地域ぐるみで防犯活動を強化します

市民等の役割

- 地域の防犯活動や交通安全運動に参加します。
- 小・中学校の登下校の時間にあわせて、見守りや巡回、散歩など外出をするように心がけます。

市の役割

- 「深谷市安心安全まちづくり条例」に基づき、安心して安全なまちづくりを積極的に推進します。
- 自主防犯活動組織の結成支援など、地域の防犯活動を支援します。

社会福祉協議会の役割

- 高齢者の見守り活動、児童・生徒への登下校時の声かけ運動などを支援します。
- 地域で防犯活動をする関係団体を支援します。

(3) 災害に対して安心できる地域をつくります

市民等の役割

- 防災訓練に参加します。
- 避難場所を事前に確認します。
- 家具の転倒防止対策を講じます。
- 住宅用火災警報機を設置します。

市の役割

- 「深谷市地域防災計画」に基づき、防災対策の充実を図ります。
- 自主防災組織の設立支援など、地域の防災活動を支援します。

社会福祉協議会の役割

- 要援護者を災害時に支援する災害ボランティアを養成します。
- 災害ボランティアセンターの運営に努めます。

この計画における市民等・市・社会福祉協議会の定義

市民等

「市民、地域活動団体（例：自治会、老人クラブ、ボランティア団体、NPOなど）、民生委員・児童委員(協議会)、福祉サービス事業者、その他関係団体（例：企業、商店など）など、深谷市に関係する個人・団体」を指しています。

市

「深谷市役所（教育委員会も含む）」を指しています。

社会福祉協議会

「社会福祉法人 深谷市社会福祉協議会（地区社会福祉協議会も含む）」を指しています。

目標 3 サービスが利用しやすい環境をつくる

地域において自立した生活を支援していくためには、福祉サービスをはじめとして、市民の生活に関わるさまざまな分野の支援を充実させていく必要があります。子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、すべての人がいつでもサービスを利用でき、安心して社会参加できる環境づくりをめざします。

(1) 情報が得やすく、相談しやすい体制をつくります

市民等の役割

- 「広報ふかや」や「社協だより」、回覧板などを読み、市をはじめ関係機関・団体からの情報に目を通します。
- 市からのアンケートに回答するように努めます。

市の役割

- 市外からの転入者に対して、「くらしのガイドブック」を市役所窓口で配布します。
- 「広報ふかや」やホームページなどを通して、市民にわかりやすく情報を伝えます。

社会福祉協議会の役割

- 地域福祉に関わる情報提供の充実を図ります。
- 各地区に担当職員をおき、気軽に相談に応じ、各種相談機関への橋渡しをします。

(2) 適切なサービスを提供します

市民等の役割

- 福祉サービスについての正しい認識を深めます。
- 自分の周りに支援を必要とする人がいる場合には、民生委員・児童委員や行政機関などへつなぎ、サービス利用を勧めます。

市の役割

- 各福祉分野の計画に基づき、サービスの必要な人への適切なサービス提供に努めます。
- 新たな福祉ニーズの把握とその対策について検討します。

社会福祉協議会の役割

- 研修などを通じて、職員の資質の向上に努めます。
- 福祉ニーズの把握とその解決に努めます。

(3) 社会参加しやすい環境を支援します

市民等の役割

- 公共施設や公共交通機関に関し、日常的な利用の中で感じる不便なところなどの情報を市に提供します。
- 集会や行事などへの参加に際し、介助が必要な人に対し人的なサポートを行います。

市の役割

- 「深谷市ユニバーサルデザイン基本方針」や「深谷市交通バリアフリー基本構想」に基づいたまちづくりを進めます。
- コミュニティバス「くるリン」の利便性向上に努めます。

社会福祉協議会の役割

- 福祉教育などの機会を通じて、バリアフリー、ユニバーサルデザインについて啓発します。
- 老人クラブ活動など、高齢者の地域活動の紹介・支援をします。





目標 4 地域福祉を推進するしくみをつくる

地域福祉を進めるため、社会福祉協議会やボランティア活動・NPO活動などへの支援を図るとともに、さまざまな活動を担う人材育成に努めます。また、市民・関係団体・市・社会福祉協議会などが連携・協働し、地域を支える体制づくりをめざします。

(1) 支え合う地域福祉の文化を広めます

市民等の役割

- 「地域福祉」の意味を理解します。
- 地域福祉についての講演会・勉強会などに参加します。

市の役割

- 「広報ふかや」やホームページなどで、地域福祉の考え方や趣旨について広く周知していきます。
- 地域福祉についての講演会・勉強会などを開催します。

社会福祉協議会の役割

- 「社協だより」やホームページなどで、地域福祉の考え方や趣旨について広く周知していきます。
- 先進事例の紹介などにより、地域福祉活動の重要性を情報発信します。

(2) 地域を支える人材を育てます

市民等の役割

- 自治会に積極的に加入し、活動に参加します。
- 民生委員・児童委員の活動を理解します。

市の役割

- 小・中学校からの福祉教育を推進します。
- 教育研究所とボランティア交流センターが連携して、福祉教育を推進します。

社会福祉協議会の役割

- ボランティアに関心のある市民に、ボランティア体験の機会を提供します。
- 学校で行う福祉教育活動に対して協力します。

(3) さまざまな団体の交流や連携を図るしくみをつくります

市民等の役割

- 地域にある機関・団体を知ります。
- ボランティア交流センターを積極的に活用します。

市の役割

- 社会福祉協議会と連携しながら、各種ボランティア団体などの活動支援や情報提供の充実を図っていきます。
- ボランティア交流センターの周知・機能充実に努めます。

社会福祉協議会の役割

- ボランティア交流センターの機能充実を市と協働して図ります。
- 団体同士の連携体制構築のため、地域の活動団体などの情報を収集し、活動の効率化への助言など、支援に努めます。

(4) 社会福祉協議会の活性化を図るしくみをつくります

市民等の役割

- 「社協会員」となり、積極的に社会福祉協議会の活動に参画します。
- 赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金の活動に、積極的に協力をします。

市の役割

- 社会福祉協議会と連携して社会福祉協議会の活動内容を周知します。
- 社会福祉協議会を地域福祉推進のための中核的役割を担う組織として位置づけ、積極的な活動展開を期待し、支援を行います。

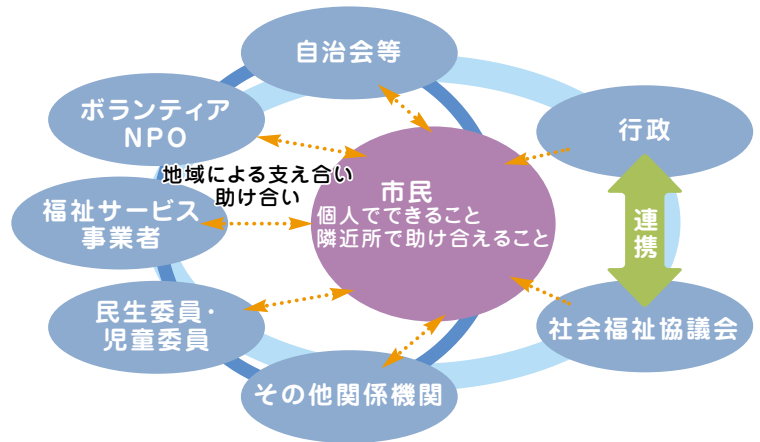
社会福祉協議会の役割

- 社会福祉協議会で実施している各種事業の充実に努めます。
- それぞれの事業に必要な専門性を持った職員を確保するため、各種研修会への参加を積極的に勧め、必要に応じた資格取得に努めます。

この計画の進め方

協働により進めます

この計画を進めていくにあたっては、地域福祉に関わるすべての人々が相互に連携を図り、役割を果たしながら計画を進めていくことが大切です。



(1) 市民、地域活動団体の役割	市民、地域活動団体は、地域や福祉に対する関心を持ち、地域の中にある生活課題を発見・共有するとともに、地域の中で連携しながら解決していく行動が求められます。そのためには、日頃から地域の人たちが、顔見知りの関係を築いていくことが重要です。
(2) 民生委員・児童委員の役割	民生委員・児童委員は、社会福祉に関する活動の担い手として、福祉サービスの対象とならない人、虐待や暴力などで問題を抱えている人や、地域の中で孤立・引きこもりとなり、心の問題を抱えている人に対する支援が期待されます。
(3) 福祉サービス事業者の役割	福祉サービス事業者は、サービスの質の確保、事業内容の情報公開や利用者の生活の質の向上に取り組むとともに、福祉施設などにおいては、利用者やボランティアなどが交流し合う場としても期待されます。
(4) 市の役割	行政は、市民や地域活動団体などの自主的な活動を促し、地域福祉力の向上を図るとともに、福祉施策の総合的な推進の役割を担っています。
(5) 社会福祉協議会の役割	社会福祉協議会は、自ら福祉サービスを提供するなどの活動に取り組んでいますが、地域福祉推進の中心的な存在として、市民と地域活動団体、福祉サービス事業者、行政とのコーディネート役としての機能も求められます。

周知・普及させます

市や社会福祉協議会の「広報ふかや」や「社協だより」、ホームページなどを通じて、計画を広く市民に周知し、普及に努めます。

点検・評価します

市と社会福祉協議会で構成する「(仮称)地域福祉推進庁内委員会」と、市民・地域活動団体・市・社会福祉協議会などで構成する「(仮称)地域福祉推進委員会」において、推進体制の整備と計画の点検・評価を行っていきます。